

町田市と大学等との連携に関する協定書

町田市と、末尾に記載の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、町田市と大学等とが包括的な連携のもと、相互の資源を活用した連携を強化することを目的とする。

（連携内容）

第2条 前条に掲げた相互の資源を活用した連携とは、次に掲げる事項とする。

- （1）町田市が地域課題の解決を図るために、大学等が持つ知的財産を活用すること。
- （2）町田市が地域住民の利便性を図るために、大学等が持つ施設を活用すること。
- （3）学生が地域の担い手として活躍するための仕組みをつくること。
- （4）大学等が地域住民を顧客としたサービスを提供すること。
- （5）町田市が調査、研究のために必要となる情報を大学等に提供すること。
- （6）その他、本協定の趣旨・目的の達成のために必要と認める事項

（連携の推進）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、町田市学長懇談会幹事会において協議をおこなう。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期限は、締結日から2年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、町田市及び大学等から何らの申出もないときは、有効期限を2年間更新するものとし、その後も同様とする。

（締結大学等の追加）

第5条 新たな大学等が本協定の締結を希望する場合は、その旨を町田市に申し出るとともに、町田市と本協定を締結している大学等で協議をして、その可否を決めるものとする。

（疑義又は本協定に定めのない事項）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について定める必要があるときは、町田市学長懇談会で協議をして定めるものとする。

町田市及び大学等は、この協定の締結を証するため、ここに記名する。

2026年5月1日

町田市学長懇談会会長	町	田	市	市長	稲垣 康治
副会長	桜	美	林	大学 学長	畑山 浩昭
副会長	玉	川	大	大学 学長	小原 一仁
	青	山	学	院 大 学 学長	稲積 宏誠
	麻	布	大	学 学長	村上 賢
	国	士	館	大 学 学長	田原 淳子
	サレジオ工業高等専門学校			校長	小島 知博
	昭	和	薬	科 大 学 学長	宇都口 直樹
	多	摩	美	術 大 学 学長	内藤 廣
	東	京	家	政 学 院 大 学 学長	鷹野 景子
	東	京	造	形 大 学 学長	生嶋 順理
	フェリシアこども短期大学			学長	百瀬 志麻
	法	政	大	学 総長	Diana Khor
	山	野	美	容 芸 術 短 期 大 学 学長	永松 俊哉
	和	光	大	学 学長	半谷 俊彦